

# 長浜市国民保護計画

【資料編】

令和5年4月

長 浜 市



## < 資料編目次 >

資料 1 - 1 : 関係機関の連絡先.....	1
資料 1 - 2 : 武力攻撃事態の類型及び特徴等.....	8
資料 1 - 3 : N B C 攻撃の類型及び特徴等.....	10
資料 1 - 4 : 緊急対処事態.....	12
資料 2 - 1 : 被災情報の報告様式.....	13
資料 2 - 2 : 生活関連等施設の種類及び所管省庁.....	14
資料 3 - 1 : 各部の武力攻撃事態等における主な分掌事務.....	15
資料 3 - 2 : 避難実施要領 (例) .....	17
資料 3 - 3 : 救援の程度及び基準.....	19
資料 3 - 4 : 安否情報収集様式 : 様式第 1 号 (第 1 条関係) .....	25
資料 3 - 5 : 安否情報収集様式 : 様式第 2 号 (第 1 条関係) .....	26
資料 3 - 6 : 安否情報報告書 : 様式第 3 号 (第 2 条関係) .....	27
資料 3 - 7 : 安否情報照会書 : 様式第 4 号 (第 3 条関係) .....	28
資料 3 - 8 : 安否情報回答書 : 様式第 5 号 (第 4 条関係) .....	29
資料 3 - 9 : 危険物質等の種類.....	30
資料 3 - 10 : 危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置 .	31
資料 3 - 11 : 火災・災害等即報要領様式.....	32

注) 資料●-■の番号において、●は本編における「編」の番号を、■は編ごとの通し番号を、それぞれ示す



資料 1 - 1 : 関係機関の連絡先

1. 長浜市及び湖北地域消防本部

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX 番号	備考 無線
			防災電話番号	
長浜市	総務課	長浜市八幡東町 632	Tel 0749-62-4111 Fax 0749-63-4111 203-0	代表
	防災危機管理局	長浜市八幡東町 632	Tel 0749-65-6555 Fax 0749-65-8555	105
	姉川コミュニティ 防災センター	長浜市西上坂町 1149-3	Tel 0749-64-5281 Fax 0749-64-5282	212
	北部建設局 建設課	長浜市木之本町木 之本 1757-2	Tel 0749-82-5904 Fax 0749-82-3956	209
	浅井支所	長浜市内保町 2490-1	Tel 0749-74-3020 Fax 0749-74-3656	202
	びわ支所	長浜市難波町 505	Tel 0749-72-3221 Fax 0749-72-2211	204
	虎姫支所	長浜市宮部町 3445	Tel 0749-73-3001 Fax 0749-73-2517	206
	湖北支所	長浜市湖北町速水 2745	Tel 0749-78-1001 Fax 0749-78-1640	207
	高月支所	長浜市高月町渡岸 寺 160	Tel 0749-85-3111 Fax 0749-85-3268	208
	余呉支所	長浜市余呉町中之 郷 2434	Tel 0749-86-3221 Fax 0749-86-3220	210
	西浅井支所	長浜市西浅井町大 浦 2590	Tel 0749-89-1121 Fax 0749-89-0585	211
湖北地域 消防本部	消防本部	長浜市平方町 1135	Tel 0749-62-0444 Fax 0749-65-4450	352
	管理課		Tel 0749-62-2194 Fax 0749-65-4450	
	総務課		Tel 0749-62-4194 Fax 0749-65-4450	
	予防課		Tel 0749-62-5194 Fax 0749-65-4450	
	警防課		Tel 0749-62-6194 Fax 0749-65-4450	
	通信指令課		Tel 0749-62-7194 Fax 0749-65-4450 157-0	
	長浜消防署		Tel 0749-62-9194 Fax 0749-62-2119	
	浅井出張所	長浜市三田町 1382	Tel 0749-74-1777 Fax 0749-74-1786	
	びわ出張所	長浜市益田町 54	Tel 0749-72-3666 Fax 0749-72-3683	
	東浅井分署	長浜市五村 151	Tel 0749-73-2561 Fax 0749-73-3886	353
	伊香分署	長浜市木之本町大 音 151	Tel 0749-82-2361 Fax 0749-82-4649	354
	西浅井出張所	長浜市西浅井町小 山 728	Tel 0749-89-0119 Fax 0749-89-0112	
	余呉出張所	長浜市余呉町中之 郷 1015	Tel 0749-86-4119 Fax 0749-86-4199	

## 2. 滋賀県

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX 番号	備考
			防災電話番号	
滋賀県庁	防災危機管理局	大津市京町 4-1-1	Tel 077-528-3430～ 3432, 3435, 3445 Fax 077-528-6037	勤務時間内
	危機管理センター		防災 Tel 51-819～823 防災 Fax 51-850	勤務時間外
長浜土木事務所	経理用地課	長浜市平方町 1152-2	Tel 0749-65-6636 Fax 0749-62-5065	防災担当 355(3F)
	河川砂防課		56-2-315	河川担当
			Tel 0749-65-6639 Fax 0749-62-5065	砂防担当
	道路計画課		Tel 0749-65-6640 Fax 0749-62-5065	維持補修担 当
長浜土木事務所 木之本支所	道路計画課	長浜市木之本町 黒田 1234	56-2-322	維持補修担 当
			Tel 0749-65-6638 Fax 0749-59-0062	河川担当
	河川砂防課		56-2-327	砂防担当
	Tel 0749-82-3889 Fax 0749-82-2654		維持補修担 当	
湖北健康福祉事 務所	長浜保健所	長浜市平方町 1152-2	59-2-40	356
			Tel 0749-82-3896 Fax 0749-82-2654	河川担当
滋賀県北部流域 下水道事務所	東北部浄化セン ター	彦根市松原町 1550	59-2-29	砂防担当
			Tel 0749-82-3962 Fax 0749-82-2654	総務調整担 当
長浜警察署	警備課	長浜市八幡中山 町 300	Tel 0749-62-0110 Fax 0749-62-0611	350
木之本警察署	警備課	長浜市木之本町 木之本 1536	Tel 0749-82-3021	351

### 3. 消防庁

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX 番号	備考
			防災電話番号	
消防庁	国民保護室	東京都千代田区 霞が関 2-1-2	Tel 03-5253- 7550 Fax 03-5253- 7543	勤務時間内
	消防防災・危機 管理センター		048-500-9043111 ~ 9043113 防災Fax048-500-9049030	
			Tel 03-5253-7777 Fax 03-5253-7553	勤務時間外
			048-500-9049160 ~ 9049186 防災Fax048-500-9049037	

### 4. 自衛隊

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX 番号	備考
			防災電話番号	
自衛隊滋賀地方 協力本部		大津市京町 3 丁 目 1-1	Tel 077-524-6446 Fax 077-524-8401	
陸上自衛隊 今津駐屯地	第 3 戦車大隊第 3 係	高島市今津町平 郷	Tel 0740-22-2581 Fax 0740-22-1309	
			171-0	
陸上自衛隊 大津駐屯地	中部方面混成団 本部 広報室	大津市際川 1-1-1	Tel077-523-0034	
			174-0	

### 5. 指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX 番号	備考
			防災電話番号	
近畿総合通信局	陸上第二課	大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁 舎第 1 号館	Tel 06-6942-8554 Fax 06-6942-9014	
近畿財務局 大津財務事務所	総務課	大津市京町 3-1-1	Tel 077-522-3765 Fax 077-525-3433	
近畿厚生局	総務課	大阪府中央区大手 前 4-1-76 大阪合 同庁舎第 4 号館	Tel 06-6942-2241 Fax 06-6946-1500	
	滋賀事務所	大津市京町 3-1-1	Tel 077-526-8114 Fax 077-526-8116	
滋賀労働局	総務課	大津市打出浜 14-15	Tel 077-522-6647 Fax 077-522-6442	
近畿農政局	滋賀支局	大津市京町 3-1-1	Tel 077-522-4261 Fax 077-523-1824	
近畿中国森林管 理局	総務企画部総務 課	大阪府北区天満橋 1-8-75	Tel 050-3160-6700 Fax 06-6881-3564	
近畿経済産業局	総務企画部	大阪府中央区大手前	Tel 06-6966-6001	

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX 番号	備考
			防災電話番号	
	総務課	1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	Fax 06-6966-6071	
中部近畿産業保安監督部近畿支部	管理課	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	Tel 06-6966-6061 Fax 06-6966-6095	
近畿地方整備局	企画部防災課	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	Tel 06-6942-1141 Fax 06-6943-1629	
	滋賀国道事務所	大津市竜が丘4-5	Tel 077-523-1741 Fax 077-524-1681	
	滋賀国道事務所彦根維持出張所	彦根市外町78	Tel 0749-22-1140	
	琵琶湖河川事務所	大津市黒津4-5-1	Tel 077-546-0844 Fax 077-546-5759	
近畿運輸局	安全防災・危機管理課	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館	Tel 06-6949-6412 Fax 06-6949-6458	
	滋賀運輸支局	守山市木浜町2298-5	Tel 077-585-7253 Fax 077-584-2079	
大阪航空局	総務部総務課	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館	Tel 06-6949-6211 Fax 06-6949-0014	
大阪管区気象台彦根地方気象台	防災管理官室	彦根市城町2-5-25	Tel 0749-22-6142 Fax 0749-23-3873	

## 6. 指定公共機関・指定地方公共機関等

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX 番号	備考
			防災電話番号	
西日本旅客鉄道(株)	京都支社 総務企画課	京都市南区西九条北ノ内町5-5	Tel 075-682-8004	
日本通運(株)	大津支店	栗東市六地藏1070-1	Tel 077-554-9780 Fax 077-554-9830	
	長浜支店	長浜市山階町253-1	Tel 0749-62-1610 Fax 0749-64-0254	
(一社) 滋賀県トラック協会		守山市木浜町2298-4	Tel 077-585-8080 Fax 077-585-8015	
西日本電信電話(株)	滋賀支店災害対策担当	大津市浜大津1-1-26	Tel 077-510-0961	
(株)エヌ・ティ・ティ・データ関西	サービス運営部 災害対策室	大阪市北区梅田1-10-1	Tel 06-6457-8621 Fax 06-6457-4326	
関西電力送配電(株)	彦根配電営業所	彦根市松原町石持1880-10	Tel 0800-777-3081 (コンタクトセンター)	
大阪ガス(株)	京滋導管部導管計画チーム	京都市下京区中堂寺粟田町93	Tel 0120-544-209	

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX 番号	備考
			防災電話番号	
一般社団法人 滋賀県LPガス 協会		大津市松本 1-2- 20	Tel 077-523-2892 Fax 077-523-2884	
日本郵便(株)	長浜郵便局	長浜市列見町 11- 9	Tel 0570-943-305	
西日本高速道路 (株) 関西支社	保全サービス事業部 保守サービス事業 統括グループ	茨木市岩倉町 1- 13	Tel 06-6344-8888	
中日本高速道路 (株)名古屋支社	彦根保全・サー ビスセンター	彦根市原町 714-1	Tel 0749-22-1941	
中日本高速道路 (株)金沢支社	敦賀保全・サー ビスセンター	敦賀市井川 17 号 字稲荷藪 8-1	Tel 0770-25-5223	
日本赤十字社 滋賀県支部	事業推進課	大津市京町 4-3- 38	Tel 077-522-6758 Fax 077-523-4502 51-863	
長浜赤十字病院		長浜市宮前町 14- 7	Tel 0749-63-2111 Fax 0749-63-2119 56-884	
大津赤十字病院		大津市長等 1-1- 35	Tel 077-522-4131 Fax 077-525-8018	
(一社) 湖北医 師会		長浜市宮司町 1181-2	Tel 0749-65-3600 Fax 0749-65-2758	
(一社) 湖北歯 科医師会		長浜市宮司町 1180	Tel 0749-62-3020	
(一社) 湖北薬 剤師会		長浜市宮司町 1181-2	Tel 0749-50-7473 Fax 0749-50-6351	

## 7. 公共的団体その他防災上重要な施設管理者

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX 番号	備考
長浜水道企業団	総務課	長浜市下坂浜町 248-22	Tel 0749-62-4101 Fax 0749-63-6819	
湖北広域行政事 務センター	総務課	長浜市八幡中山 町 200	Tel 0749-62-7142 Fax 0749-65-0245	
長浜市社会福祉 協議会	長浜市社会福祉 協議会法人本部	長浜市湖北町速 水 2745	Tel 0749-78-8294 Fax 0749-78-8800	
J A レーク伊吹	総務課	米原市宇賀野 280-1	Tel 0749-52-6520 Fax 0749-52-6534	
J A 北びわこ	総務課	長浜市湖北町速 水 2721	Tel 0749-78-2400 Fax 0749-78-2420	
滋賀北部 森林組合		米原市市場 438	Tel 0749-55-8008 Fax 0749-55-2258	
長浜市伊香 森林組合		長浜市木之本町 黒田 1015	Tel 0749-82-5505 Fax 0749-82-5514	
長浜商工会議所		長浜市高田町 12- 34	Tel 0749-62-2500 Fax 0749-62-8001	

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX 番号	備考
長浜市商工会		長浜市湖北町速水 2745	Tel 0749-78-2121 Fax 0749-78-1300	

## 8. 関係市町

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX 番号	備考
			防災電話番号	
鯖江市	防災危機管理課	福井県鯖江市西山町 13-1	Tel 0778-51-2200 Fax 0778-51-8161 018-306-1-211	協定市 代表番号
大垣市	生活安全課	岐阜県大垣市丸の内 2-29	Tel 0584-81-4111 Fax 0584-81-4460 021-431-711	協定市 代表番号
大府市	危機管理課	愛知県大府市中央町 5-70	Tel 0562-47-2111 Fax 0562-47-7320 023-723-2-9	協定市 代表番号
揖斐川町	総務課	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 133	Tel 0585-22-2111 Fax 0585-22-4496 021-451-2	協定町 代表番号
たつの市	危機管理課	兵庫県たつの市龍野町富永 1005-1	Tel 0791-64-3131 Fax 0791-63-2594 028-211-52	協定市 代表番号
沼津市	危機管理課	静岡県沼津市御幸町 16-1	Tel 055-934-4803 Fax 055-934-0027 022-242-9000	協定市
大東市	危機管理室	大阪府大東市新町 13-35	Tel 072-857-0211 Fax 072-806-0003 027-518-8900	協定市
泉南市	危機管理課	大阪府泉南市樽井 1-1-1	Tel 072-479-3601 Fax 072-483-0325 027-528-8900	協定市
西之表市	総務課	鹿児島県西之表市西之表 7612	Tel 0997-22-1111 Fax 0997-22-0295	協定市 代表番号
台東区	危機・災害対策課	東京都台東区東上野 4-5-6	Tel 03-5246-1092 Fax 03-5246-1099	協定市
妙高市	総務課	新潟県妙高市栄町 5-1	Tel 0255-74-0008 Fax 0255-72-9841	協定市
大津市	危機・防災対策課	大津市御陵町 3-1	Tel 077-528-2616 Fax 077-523-2202 201-0	協定市
彦根市	危機管理課	彦根市元町 4-2	Tel 0749-30-6150 Fax 0749-23-1777 202-0	協定市
近江八幡市	危機管理課	近江八幡市小船木町 819	Tel 0748-33-4192 Fax 0748-33-4193 204-0	協定市
草津市	危機管理課	草津市草津 3-13-30	Tel 077-561-2325 Fax 077-561-6852 206-0	協定市

機関名	連絡窓口	所在地	電話・FAX 番号	備考
			防災電話番号	
守山市	危機管理課	守山市吉身 2-5-22	Tel 077-582-1119 Fax 077-583-5066 207-0	協定市
栗東市	危機管理課	栗東市安養寺 1-13-33	Tel 077-551-0109 Fax 077-518-9833 208-0	協定市
甲賀市	危機管理課	甲賀市水口町水口 6053	Tel 0748-69-2103 Fax 0748-63-4619 209-0	協定市
野洲市	危機管理課	野洲市小篠原 2100-1	Tel 077-587-6089 Fax 077-587-4033 210-0	協定市
湖南市	危機管理・防災課	湖南市中央 1-1	Tel 0748-71-2311 Fax 0748-72-2000 211-0	協定市
高島市	防災課	高島市新旭町北畑 565	Tel 0740-25-8133 Fax 0740-25-8551 212-0	協定市
東近江市	防災危機管理課	東近江市八日市緑町 10-5	Tel 0748-24-5617 Fax 0748-24-0752 213-0	協定市
米原市	防災危機管理課	米原市顔戸 488-3	Tel 0749-52-6630 Fax 0749-52-6930 214-0	協定市

資料 1 - 2 : 武力攻撃事態の類型及び特徴等

事態の類型	特徴、留意点
<p>着上陸侵攻</p>	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。</li> <li>・航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域（特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合）が目標となりやすい。</li> <li>・着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。</li> </ul> <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</li> </ul> <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。</li> </ul> <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から、予測が可能である。</li> </ul> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。</li> <li>・広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。</li> </ul>
<p>ゲリラや特殊部隊による攻撃</p>	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</li> <li>・海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。</li> </ul> <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、施設の破壊等が考えられる。</li> <li>・NBC兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。</li> </ul> <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</li> </ul> <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</li> </ul> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地へ移動させる等適切な対応を行う。</li> <li>・事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</li> </ul>

事態の類型	特徴、留意点
弾道ミサイル攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</li> </ul> <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul> <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</li> </ul> <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</li> </ul> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。</li> <li>・警報と同時に近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで、事態の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。</li> </ul>
航空攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。</li> <li>・ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。</li> </ul> <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul> <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。</li> </ul> <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</li> </ul> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。</li> <li>・生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</li> </ul>

資料 1 - 3 : NBC 攻撃の種類及び特徴等

攻撃の種類	特徴、留意点
核兵器等	<p><b>【想定される主な被害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。</li> <li>・放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。</li> <li>・放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。</li> <li>・ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</li> <li>・避難にあたっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。</li> <li>・放射性ヨウ素による体内汚染が予想される場合は、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。</li> <li>・汚染地域への立入制限を確実にを行い、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</li> </ul>
生物兵器	<p><b>【想定される主な被害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>・生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。</li> </ul>

攻撃の種類	特徴、留意点
化学兵器	<p><b>【想定される主な被害】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。</li> <li>・ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</li> </ul> <p><b>【留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。</li> <li>・ 汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。</li> <li>・ 化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除くことが重要である</li> </ul>

## 資料 1 - 4 : 緊急処理事態

### ○攻撃対象施設等による分類

分類	事態例	被害の概要
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく</li> <li>・ 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく</li> </ul>
	石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生</li> <li>・ 建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障</li> </ul>
	危険物積載船への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生</li> <li>・ 港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障</li> </ul>
	ダムの破壊	ダムの下流に多大な被害が発生
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破</li> <li>・ 列車等の爆破</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大</li> </ul>

### ○攻撃手段による分類

分類	事態例	被害の概要
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生</li> <li>・ ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にがん発症の可能性あり</li> <li>・ 小型核爆弾については、核兵器の特徴と同様</li> </ul>
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	・ 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	・ 化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	水源地に対する毒素等の混入	・ 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>・ 弾道ミサイル等の飛来</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の破壊に伴う人的被害が発生（施設の規模によって被害の大きさが変化）</li> <li>・ 攻撃目標である施設周辺への被害も予想</li> <li>・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生</li> <li>・ 建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障</li> </ul>



資料 2 - 2 : 生活関連等施設の種類及び所管省庁

武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律施行令	施設の種類	所管省庁名	
27 条 1 号	発電所（最大出力 5 万 kw 以上） 変電所（使用電圧 10 万 V 以上）	経済産業省	
27 条 2 号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）	経済産業省	
27 条 3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池 （供給能力 10 万 m <sup>3</sup> / 1 日以上）	厚生労働省	
27 条 4 号	鉄道施設、軌道施設（平均利用者数 10 万人 / 1 日以上）	国土交通省	
27 条 5 号	電気通信事業用交換設備	総務省	
27 条 6 号	放送用無線設備 （NHK 等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省	
27 条 9 号	ダム （土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが 15m 未満のダムを除く）	国土交通省	
27 条 10 号	28 条 1 号	危険物の取扱所	総務省消防庁
	28 条 2 号	毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
	28 条 4 号	高圧ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省
	28 条 7 号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員会
	28 条 8 号	毒薬および劇薬を取り扱う薬局または医薬品の販売業の店舗等	厚生労働省、 農林水産省
	28 条 10 号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁 （主務大臣）
	28 条 11 号	毒性物質の取扱所	経済産業省

資料 3 - 1 : 各部の武力攻撃事態等における主な分掌事務

部	武力攻撃事態における主な分掌事務
防災危機管理局 総務部 未来創造部 (本部室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部の設置・運営・廃止等</li> <li>・ 配備体制、事態への対処その他の本部長命令の伝達</li> <li>・ 避難の勧告、指示及び緊急通報の発令</li> <li>・ 避難実施要領の策定</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請</li> <li>・ 関係機関への協力要請及び連絡調整</li> <li>・ 報道機関との連絡調整、情報提供、協力要請等</li> <li>・ 自衛隊及び関係機関の応援の受け入れ及び調整(厚生関係を除く)</li> <li>・ 救援隊等応援の受け入れ</li> <li>・ 職員の出動状況の把握及び記録</li> <li>・ 救済に係る手続き</li> <li>・ 災害に関する予算措置</li> <li>・ 特殊標章の交付等</li> <li>・ 被災資金の出納、義援金等の受付及び保管</li> <li>・ 本庁・北部振興局間の連絡調整</li> <li>・ 国会・政府に対する陳情要望事項 など</li> </ul>
市民協働部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会、自主防災組織への協力要請及び連絡調整</li> <li>・ 市民への緊急通報及び広報活動</li> <li>・ 外国人市民等への対応</li> <li>・ 避難所の開設・運営への協力</li> <li>・ 文化財の被害状況調査及び応急対策 など</li> </ul>
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 武力攻撃事態等に関する総合相談窓口</li> <li>・ 被災情報のとりまとめ・分析・整理・報告</li> <li>・ 被災情報の相談窓口</li> <li>・ 住民の避難誘導</li> <li>・ 安否情報の収集・提供に関するとりまとめ</li> <li>・ 災害廃棄物及び災害時におけるし尿その他廃棄物への対応</li> <li>・ 市税の各種減免措置</li> <li>・ 遺体処置・埋葬</li> <li>・ 避難所の開設・運営、避難者に関するとりまとめ</li> <li>・ 被災者の名簿作成及びり災証明 など</li> </ul>
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療施設・社会福祉施設等の被害状況調査及び応急対策</li> <li>・ 医療・助産の確保</li> <li>・ 災害医療用医薬品・衛生材料の調達及びあっせん</li> <li>・ 保健師・看護師・栄養士等保健関係者の応援</li> <li>・ 被災高齢者・しょうがい者等要援護者の応急支援対策</li> <li>・ ボランティアの対応</li> <li>・ 赤十字標章の交付等 など</li> </ul>

部	武力攻撃事態における主な分掌事務
産業観光部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援物資の受け入れ及び配布</li> <li>・ 応急救助用食料の確保・供給、生鮮食料品の流通応急対策</li> <li>・ 救助用資機材、物資、食料等の搬送</li> <li>・ 応急食糧の確保及び供給</li> <li>・ 被災者等に対する炊き出し</li> <li>・ 生活必需物資の流通確保</li> <li>・ 災害対策用木材等の調達及びあっせん</li> <li>・ 農地、農林漁業用施設等の被害状況調査及び応急対策</li> <li>・ 観光客等の避難誘導</li> <li>・ 商工業関係の被害状況調査及び応急対策</li> <li>・ 被災地における物価の安定</li> <li>・ 災害特別融資、被害農林業者に対する資金の融資 など</li> </ul>
都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路交通確保のための応急対策</li> <li>・ 緊急輸送道路、避難路の指定、関係機関との連絡調整</li> <li>・ 道路、橋りょう、河川等の被害状況調査と応急対策</li> <li>・ 市有建物、市営住宅等の被害状況調査及び応急対策</li> <li>・ 公共交通の被害調査、協力要請及び連絡調整</li> <li>・ 建設資機材等のあっせん</li> <li>・ 応急仮設住宅の供給支援</li> <li>・ 応急給水活動</li> <li>・ 医療水の確保</li> <li>・ 水道施設等の所管施設に関する被害状況調査及び応急対策</li> <li>・ 本庁・北部振興局間の連絡調整 など</li> </ul>
市立病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護対策本部との連絡及び部内連絡調整</li> <li>・ 市立病院等の被害状況調査及び応急対策</li> <li>・ 市立病院等における医療・助産等体制の確保</li> <li>・ 医薬品及び衛生材料等の調達</li> <li>・ 被災者の応急診療 など</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管教育施設等の被害状況調査及び応急対策</li> <li>・ 被災園児・児童・生徒・教職員の被害状況調査及び応急対策</li> <li>・ 学用品等の被害状況調査、調達、配給</li> <li>・ 避難所の開設・運営の協力 など</li> </ul>
湖北地域 消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警報の発令及び伝達、警告</li> <li>・ 消防・水防・救急・救助等への対処</li> <li>・ 消防団に対する大綱</li> <li>・ 住居、人の被害調査</li> <li>・ 被災者の避難誘導</li> <li>・ 放射性物質等による汚染の拡大の防止のとりまとめ など</li> </ul>

※ 組織・運営については、国民保護法、市国民保護対策本部及び市国民保護対策本部要綱で定めるところによる。

※ 各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行うものとする。

## 資料 3 - 2 : 避難実施要領 (例)

### 避難実施要領

滋賀県 長浜市長  
○月○日○時現在

#### 1. 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

長浜市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

(1) A地区の住民は、B市C地区にあるB市立D体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

##### 【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段 (バス・鉄道・船舶・その他)

##### ・バスの場合

A地区の住民は、A1小学校グラウンドに集合する。

その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B市立D体育館に避難する。

##### ・鉄道の場合

A地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。

その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。

B1駅到着後は、B市職員及び長浜市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立D体育館に避難する。

・・・・以下略・・・・

(2) E地区の住民は、F市G地区にあるF市立H中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

#### 2 避難住民の誘導の実施方法

##### (1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・市国民保護対策本部要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

##### (2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。

(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

- (3) 高齢者、しょうがい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導  
誘導にあたっては、傷病者、しょうがい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。

また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

長浜市国民保護対策本部 担当 △山○男

TEL ×××-×××-×××× (内線 ××××)

ファクシミリ ×××-×××-××××

・・・以下略・・・

### 資料 3 - 3 : 救援の程度及び基準

(令和元年度 内閣府防災 (被災者行政担当))

#### (1) - 1 避難所の設置

区分	一般基準	備考
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	
費用の限度	1人 1日当たり 330円以内	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

#### (1) - 2 福祉避難所の設置

区分	一般の避難所	福祉避難所
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	1人 1日当たり 330円以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から7日以内	同左
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて、 ① おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ② 高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

#### (2) - 1 応急仮設住宅の供与【建設型仮設住宅】

区分	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	1戸当たり平均 5,714,000円以内	
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用(6坪タイプ)、小家族用(9坪タイプ)、大家族用(12坪)の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から20日以内	
救助期間	完成の日から最長2年(建築基準法8	「特定非常災害」の指定があ

	5条)	る場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能
--	-----	-------------------------

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

(2) - 2 応急仮設住宅の供与【借上型仮設住宅】

区分	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	地域の実情に応じた額(実費)	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準じる規模	
着工時期	災害発生の日から速やかに提供	
救助期間	最長2年(建設型仮設住宅と同様)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

(3) 炊き出しその他による食品の給与

区分	一般基準	備考
対象者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人1日当たり 1,160円以内	1人平均かつ3食でという意味である
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

(4) 飲料水の供給

区分	一般基準	備考
対象者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

区分	一般基準	備考
対象者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	別記のとおり	住家の被害の程度、被災時期(夏・冬)、世帯人数によって基準額が異なる
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

<別記>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

①住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別(※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに 加算
夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

②住家の半壊、半焼又は流失により被害を受けた世帯

季別(※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに 加算
夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	16,000円	2,600円
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

※ここでいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

(6) 医療及び助産①【医療】

区分	一般基準	備考
対象者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所(注)において医療(施術)(注)を行うことができる。	(注) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医療の範囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術 その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	災害発生の日から14日以内	

対象経費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報	
------	---	--

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

(6) 医療及び助産②【助産】

区分	一般基準	備考
対象者	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分べんの介助、②分べん前及び分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の100分の80以内の額	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

(7) 被災者の救出

区分	一般基準	備考
対象者	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救助期間	災害発生の日から3日(72時間)以内(死体の捜索の場合は10日以内)	通常、3日間経過以降は「死体の捜索」に移行
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

(8) 住宅の応急修理

区分	一般基準	備考
対象者	①災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり595,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から1か月以内に完了	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

(8) 住宅の応急修理「一部損壊（準半壊）」（仮称）

区分	一般基準	備考
対象者	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では 応急修理をすることができない者	一部損壊（損害割合が10%以上20%未満）
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり300,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から1か月以内に完了	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

(9) 学用品の給与

区分	一般基準	備考
対象者	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	
費用の限度額	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品及びその他の学用品： 小学校児童 4,500円以内 中学校生徒 4,800円以内 高等学校等生徒 5,200円以内	
救助期間	災害発生の日から ①教科書、教材：1か月以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品：15日以内	
対象経費	①教科書及び正規の教材 ②文房具 ③通学用品 ④その他の学用品	①学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等 ②ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等 ③傘、靴、長靴等 ④運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、ピアニカ、工作用具、裁縫用具等

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

(10) 埋葬

区分	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	1体当たり 大人（12歳以上）：215,200円以内 小人（12歳未満）：172,000円以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救助期間	災害発生の日から10日以内	

区分	一般基準	備考
対象経費	①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

(11) 死体の捜索・処理

区分	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり：3,500円以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合： 1体当たり5,400円以内 （注）ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案：救助班以外は慣行料金	②既存施設利用の場合は、借上げ費。既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。
救助期間	災害発生の日から10日以内	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

※「死体の捜索」については、「(7) 被災者の救出」を参照

(12) 障害物の除去

区分	一般基準	備考
対象者	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり137,900円以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上げ費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

資料3-4：安否情報収集様式：様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む)	
⑥ 国籍	日 本      その他（      ）
⑦ その他個人を識別するための情報	負 傷      非該当
⑧ 負傷(疾病)の該当	
⑨ 負傷または疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他の必要情報	
⑫ 親族、同居者からの照会があれば、①から⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①から⑪を親族・同居者・知人以外への回答または公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する      同意しない
※ 備考	

注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に充分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。  
また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難在留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

注3) 「③出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。

注4) 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

資料3-5：安否情報収集様式：様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む)	
⑥ 国籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	負 傷 非該当
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 死体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他の必要情報	
⑪ ①から⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族、知人については、個人情報の保護に充分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。

また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難在留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

注3) 「③出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。

注4) 回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

注5) ⑪の回答者は、配偶者または直近の直系親族を原則とします。



資料 3 - 7 : 安否情報照会書 : 様式第 4 号 (第 3 条関係)

安否情報照会書

		年 月 日
総務大臣 滋賀県知事 長浜市長 殿		申請者 住所(居所) _____  氏名 _____
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会する理由 (〇を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)		①被紹介者の親族又は同居者であるため。 ②被紹介者の知人(友人、職場関係者、近隣住民)であるため。 ③その他( )
備考		
被紹介者を  特定する  ために  必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他( )
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。  
 2. 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。  
 3. 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入願います。  
 4. ※印の欄には記入しないで下さい。



資料 3-9 : 危険物質等の種類

号番号	物質の種類
1号	消防法第2条第7項の危険物 (同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)
2号	毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物 (同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)
3号	火薬類取締法第2条第1項の火薬類
4号	高圧ガス保安法第2条の高圧ガス (同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)
5号	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する事業者等並びに当該事業者等から運搬を委託された者及び同法第60条第1項に規定する受託貯蔵者が所持するものに限る。)
6号	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第1項第3号に規定する核原料物質を除く。)
7号	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2順に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物 (同法第32条に規定する許可届出使用者等が所持するものに限る。)
8号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬 (同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)
9号	電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。) 内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)
10号	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)
11号	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質 (同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで(同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。)又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)

資料 3-10：危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置

物質の種類		措 置			市長が命ずる措置の対象
施行令第 28 条に規定する危険物質等		①取扱所の一時使用停止又は制限	②製造、運搬等の一時禁止又は制限	③廃棄又は場所の変更	
1 号	消防法の危険物	消防法第 12 条の 3	○	○	消防法第 11 条第 1 項第 1 号の消防本部等所在市町の区域に設置される製造所、貯蔵所もしくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの
2 号	毒劇法の毒物及び劇物	○	○	○	(国・県)
3 号	火薬類取締法の火薬類	火薬類取締法第 45 条			(国・県)
4 号	高圧ガス保安法の高圧ガス	高圧ガス保安法第 39 条			(国・県)
5 号	原子力基本法第 3 条第 2 号の核燃料物質等（原子炉等規制法）	国民保護法第 106 条 (原子炉等規制法第 64 条第 3 項)			(国)
6 号	原子力基本法第 3 条第 3 号の核原料物質（原子炉等規制法）	○	○	○	(国)
7 号	放射性障害防止法の放射性同位元素	放射性障害防止法第 33 条第 4 項			(国)
8 号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の毒薬及び劇薬	○	○	○	(国・県)
9 号	電気事業法の高圧ガス	○	○	○	(国)
10 号	細菌兵器禁止法の生物剤及び毒素	○	○	○	(国)
11 号	化学兵器禁止法の毒性物質	○	○	○	(国)
<p>凡例：○は、施行令第 29 条において付与する措置を示す。 備考：この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第 2 条第 7 号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p>					

資料 3 - 11 : 火災・災害等即報要領様式

第 3 号様式 (救急・救助事故等)		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	
消防庁受信者氏名 _____			
事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人)
	計 人	{ 重症 人 ( 人) 中等症 人 ( 人) 軽症 人 ( 人)	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。  
 (注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)